

移転価格税制の概略

Agenda

1. 移転価格税制の概略

1. 移転価格税制の概略

① 移転価格税制とは

■ 移転価格の制度

海外のグループ会社(国外関連者)との間で「低額譲渡」又は「高価買入」となる取引を行った場合に、一方の利益が他方に移転したとされ、その取引を基準となる「独立企業間価格」に引き直して所得を再計算し、差額を課税する制度です。

② 独立企業間価格とは

■ 独立企業間価格の概要

グループ会社間(関連者間)で行われる取引は、取引価格の設定が自由にできることから、独立した第三者間の取引価格と異なる価格で取引されることがあります。

そこで、海外のグループ会社と日本法人との取引について、同種・同様な状況下で、相互に独立した第三者間で取引が行われた場合の価格を想定し、これと比較してグループ会社間の取引が適正な価格で行われているかを判断する必要があります。

その基準となる第三者間の価格が独立企業間価格です。この価格の計算方法には税法で決められたいくつかの種類があります。

- ・ 独立価格比準法
- ・ 再販売価格基準法
- ・ 原価基準法
- ・ 取引単位営業利益法
- ・ 利益分割法

1. 移転価格税制の概略

連結総収入金額1,000億円以上の日本法人は
以下の文書を作成して、税務当局へ提出する義務が生じています。

1

事業概況報告事項（マスターファイル）

- グループの活動の主な収益事業、所有無形資産等の全体像に関する情報

2

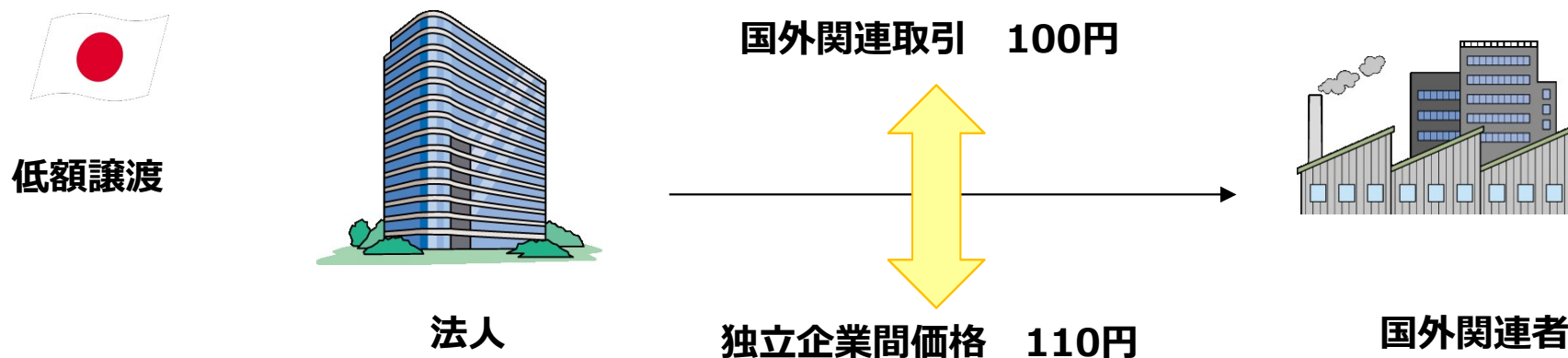
国別報告事項（CBCレポート）

- 国別の活動状況や納税額等に関する情報
- 加えて、一定の取引規模の要件を満たした法人は、独立企業間価格を算定するために必要と認められる書類（ローカルファイル）を確定申告書の提出期限までに作成し、保存する義務が生じています。

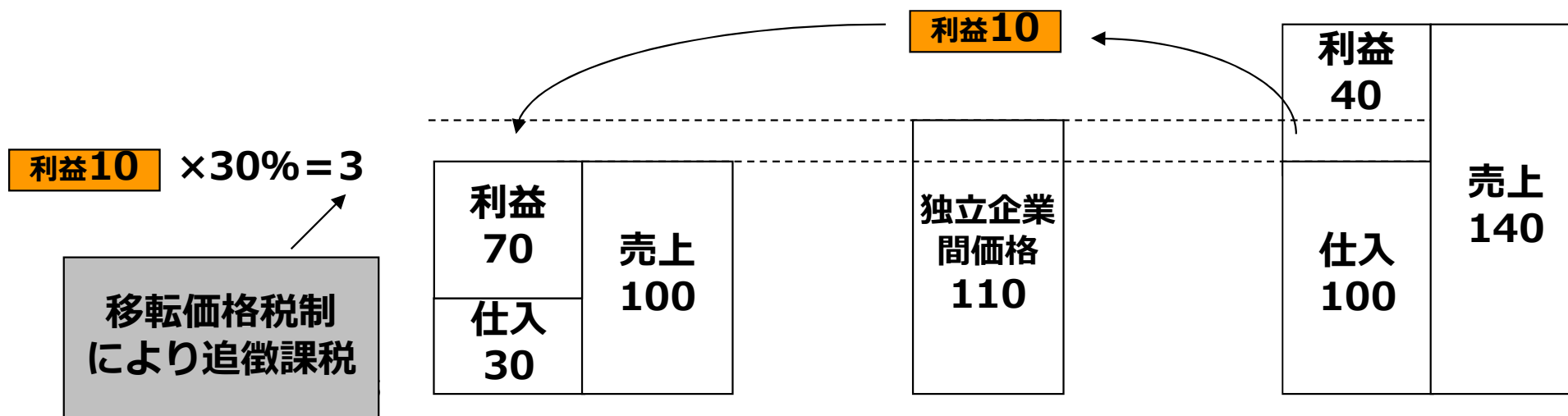
(注) 作成が必要な海外グループ会社との取引規模の基準は、輸出入取引等は年間合計50億円以上、著作権等のロイヤリティ等取引は年間合計3億円以上に該当する場合。ただし、基準に満たない場合にも税務調査で要求がある場合には60日以内に作成・提出の義務があります。

1. 移転価格税制の概略

「低額譲渡」のイメージは以下の通りです。

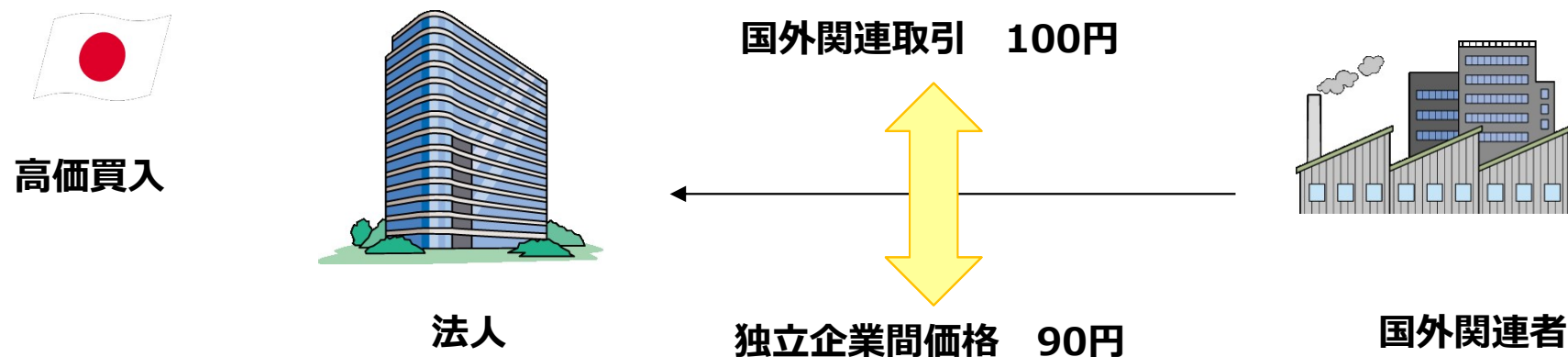


本来、日本で計上されるべき利益が海外に移転しているため、適正な取引に修正します。



1. 移転価格税制の概略

「高価買入」のイメージは以下の通りです。



本来、日本で計上されるべき利益が海外に移転しているため、適正な取引に修正します。

